

# グローバル創業・雇用創出特区



～夢かなうまち福岡市で  
新たなビジネスへの挑戦を～

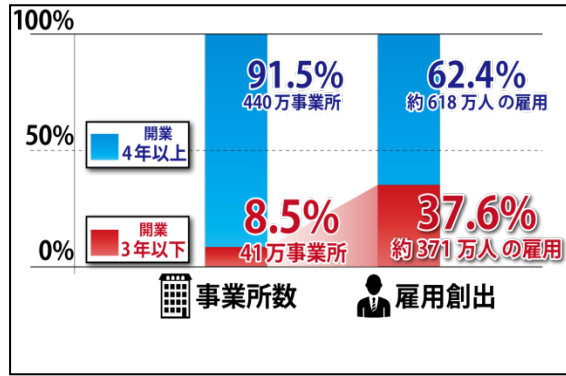


## ■スタートアップで雇用を創出！

- 新しい会社が次々に生まれ、今ある会社が新しい事業にチャレンジ
- 市民生活を豊かにする新しい価値、サービスや雇用を創出

### スタートアップ

- … ①新しい会社を作ること ②会社の中で新しい事業を始めること ③狭い意味では、新しい会社が短期間に大きく成長すること



《2011年中小企業白書より》

## ■福岡市の強み！

- 「住みやすい」と評価されるコンパクトなまち
- 増え続ける人口と豊富な人材★
- 世界とつながる良好なアクセス
- ビジネスコストの安さ など

### ★豊富な人材(政令市中)

- ・若者率: **No.1**
- ・学生の割合: **No.2**
- ・女性若者率: **No.1**
- ・豊富な理系学生



### MONOCLE (英国)

世界で最も住みやすい25の都市ランキング

**10位 (2014年)**

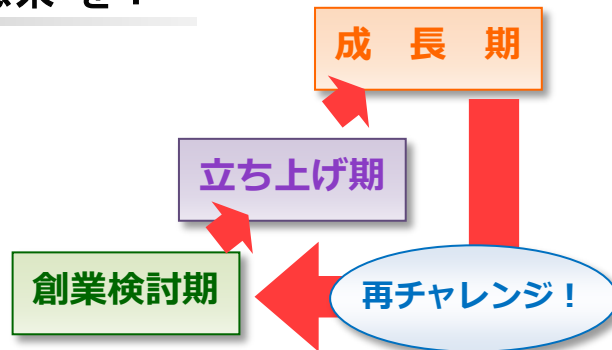
ハビタット (国連)  
住みやすい都市「アジアのモデル都市」として推奨



## ■元気なまち福岡にスタートアップの“生態系”を！

エコシステム

- 経済成長のエンジンとなるスタートアップ促進のためには、創業の各段階での支援だけでなく、再チャレンジへの支援も重要
- 福岡市は、平成24年に「スタートアップ都市」を宣言。起業教育やベンチャー企業と地元企業とのマッチング、急成長する企業を応援する組織の設立などの取組みを推進



《“生態系” (エコシステム) のイメージ》



- こうした中で、平成25年に国がアベノミクス第3の矢の要となる国家戦略特区の提案募集を実施
- 福岡市は、従来からのスタートアップの取組みをさらに加速すべく、産官学民で組織されたFDC(福岡地域戦略推進協議会)と共同で特区活用の提案を行い、全国の197件の応募の中から、創業のための雇用改革拠点として国家戦略特区に指定された。

(その後、特区の名称は **福岡市グローバル創業・雇用創出特区** に決定)



## 福岡市の特区の区域方針 (H26.5.1内閣総理大臣決定)

- ▶ **創業**等の支援による**開業率の向上**
- ▶ **MICE**(前頁欄外注)の誘致等を通じた**イノベーションの推進**及び**新たなビジネス等の創出**

## 特区の主な規制改革等の取組み (H26.6月～)

※このほかにも関連する規制改革等の取組みや新たな規制改革等の提案を多数検討中(次頁参照)

【H26.9月区域計画認定/11月設置】

雇用条件の明確化のための

### 雇用労働相談センターの設置

【H27通常国会に法案提出予定】  
外国人創業人材等の受入促進

【H27通常国会に法案提出予定】  
法人設立手続の簡素化・迅速化

【国に要望中】  
スタートアップ法人減税

創業を  
促進する



創業環境  
を整える

【H26.9月区域計画認定/11月～実施】

MICEイベントの賑わい創出のための

### 道路占用基準の緩和

【H26.11月決定】  
魅力的なビジネス街区の形成を促す  
航空法高さ制限の  
エリア単位での特例承認

特区で認められた  
**規制改革・税制等**

スタートアップカフェ

スタートアップ奨学金

チャレンジマインド教育

etc.

市の施策



国の施策

産業競争力強化法に基づく支援

等  
その他成長戦略に基づく支援

etc.

これらを組み合わせた**政策パッケージ**で推進！

～ 国内外からチャレンジしたい人と企業が集い  
新しい価値を生み続ける ～

市の**“ビジョン”**を  
策定中 (H26年度末予定)

## 「グローバル創業都市・福岡」の実現！

H30年度に**開業率13%**を目指す！ (H24年度6.2%の約2倍)

# 福岡市の成功モデルを全国に広げ 日本の成長へ！





## 雇用条件の明確化のための 雇用労働相談センターの設置

H26.9月  
認定

H26.  
11月  
設置

- 創業間もない企業等を対象に  
**雇用ルールの周知徹底**と**紛争の未然防止**を  
図るための個別相談対応等を実施！
- 福岡市が開設した**スタートアップカフェ**内に  
11月29日(土)OPEN！

## 政策パッケージ！

起業・創業の裾野を広げる

## スタートアップカフェ〈市の施策〉

H26.  
10月  
設置

- 「スタートアップしたい人」や  
「スタートアップを応援したい人」などが  
気軽に集まり交流できる！
- コンシェルジュが常駐し、  
情報提供や開業手続の支援も行う！

## STARTUP CAFE

各種イベントも開催！



「TSUTAYA BOOK STORE TENJIN 3階」

## MICEイベントの賑わい創出のための 道路占用基準の緩和

H26.9月  
認定

H26.  
11月～  
事業実施

- 区域計画に定められた道路の占用基準を緩和し、  
賑わい創出のイベントを開催！
- MICE誘致を  
促進し人や企業  
の交流を活発化  
することで  
**イノベーション**  
や**新規ビジネス**  
を創出！

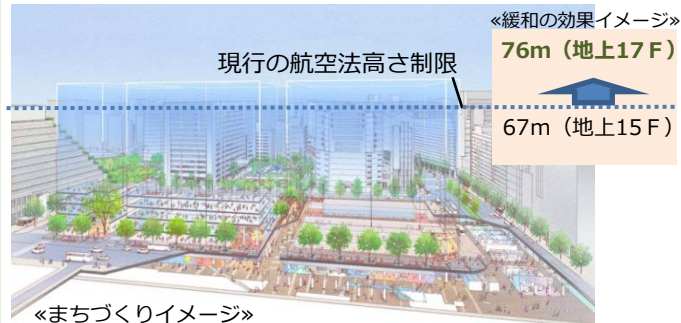


「天神きらめき通り/FUKUOKA STREET PARTY」

## 魅力的なビジネス街区の形成を促す 航空法高さ制限のエリア単位での特例承認

H26.  
11月  
決定

- 特例承認の第1弾は**天神明治通り地区(17ha)**！
- エリア単位の目安が示されたことで**都心部の  
機能更新が加速！**



## 「参考：その他福岡市の国家戦略特区で検討されている規制改革等」

- 創業期の企業支援のための**随意契約要件の緩和**
- 創業期の企業の人材確保のための**インターンシップの活用(運用の緩和)**
- 創業準備のため退職した者への雇用保険給付の拡大(注) 等

創業を  
促進する



創業環境  
を整える

- 外国人向けの医療環境整備、高度医療提供のための**外国医師等の業務解禁、病床規制の特例**
- MICEの式典や懇親会場への活用を見据えた**古民家等の保存・活用に係る建築基準法の特例**
- 職住近接の高質な**住宅整備を促進する容積率の特例** 等

(注) 特区の提案後、求職活動と並行して創業活動を行う場合には雇用保険給付の対象となり得る旨が全国で明確化された。

★国家戦略特区の詳細は福岡市のホームページをご覧ください。

★特区の**アイデア**も継続募集中 ⇒  
<http://f-tokku.city.fukuoka.lg.jp/>



お問い合わせ先

福岡市総務企画局企画調整部 (国家戦略特区等担当)

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1 8階

TEL 092-711-4866 FAX 092-733-5582

E mail kikaku.GAPB@city.fukuoka.lg.jp